

令和6年第8回栗原市教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和6年6月26日(水) 午後3時から

2 招集場所 金成庁舎201会議室

3 出席委員

1番 只見直美委員	2番 蘇武徳行委員
3番 久我一仁委員	4番 黒澤恵里委員

4 説明のため出席した者

教育長	千葉睦子
部長	鈴木学
次長	菅原千寿
次長	高橋和宏
教育総務課長	佐々木一浩
学校教育課長	伊藤大輔
学校教育課副参事	佐藤千寿
社会教育課長	鈴木隆之
文化財保護課長	千葉長彦
教育研究センター所長	小野寺一浩
教育研究センター副参事	加藤忠
くりはら子どもの学び支援センター所長	吉田正

5 本委員会の書記は次のとおりである

教育総務課長補佐	遊佐賢
----------	-----

6 出席点呼・開会

午後3時

教育長 本日、教育長及び教育委員は全員出席となっておりますので、直ちに会議を開きます。

7 教育委員会会議録署名委員の指名

教育長 4 教育委員会会議録署名委員の指名を行います。
1番 只見委員、2番 蘇武委員 に会議録の署名をお願いします。

8 教育委員会会議録の承認

教育長 3 教育委員会会議録の承認について、事務局に内容の説明を求め

ます。

事務局

(令和6年5月16日開催の令和6年第6回栗原市教育委員会臨時会、
令和6年5月22日開催の令和6年第7回栗原市教育委員会定例会
の概要を説明)

教育長

説明が終わりました。何か質問はありませんか。
(なしの声あり)

教育長

質問がないようですので、異議なしと認め、令和6年第6回栗原市教育委員会臨時会、令和6年第7回栗原市教育委員会定例会の会議録は、承認することとします。

9 教育長報告

一般事務報告

教育長

5 教育長報告を行います。

一般事務報告について配布資料をご覧ください。1ページになります。

5月23日、臨時学校長会議を開催し、委員会からの提言6項目、指摘いただいたところなど膨らませながら、こういう対応を、こういう対応を、そして目指す姿はこう、といったところを確認し、それぞれの学校に対応をお願いしたところです。

29日、県内の教育長意見交換会が開催されました。県の教育長と県内各市町村の教育長とが、今あるそれぞれの市町の抱えている課題をざっくばらんに意見交換しましょうということで開催され、大きくは不登校への支援のこと、それから学力向上への対応の2つに絞りながら話をしたところです。この2つ事例を東松島市と大崎市の教育長が話をし、それを踏まえ意見交換をしました。

自分たちの課題を踏まえつつ、県教委に対して物申すというような会議ではなくて、県と市町村、各市町村連携しながらやっていかないとなかなか課題って解決しない。そのために情報交換しようねっていうような会になったと思います。

一番印象に残ったのは大和町の教育長のこと。県内で初めて行きたくなる魅力ある学校作りを矢本で始めたとき、アドバイザーをしていました。やっぱり学校でいろんな対応策をするのも大事なんだけど、魅力ある学校作りっていう視点の取り組みって非常に大事だと思っているので、その取り組みが県内広く浸透することが本当にいいことだと私自身がそういう思いでいます。非常に心に残った提案だったように思います。

7日、共同実施学校事務支援室連絡会というのがあり、何かというと、学校にいる事務の先生方の共同事務というのを学校ごと地区ごとにや

っていますが、栗原市としての集まりをやっていなかったんですね。それで、やっていなかったことでどうなったかという市外から栗原市の学校に勤務した先生が、いろんな事務処理で栗原ならではのものがあったときに、これどうだろうそうなる直に学校教育課に電話をする。これがお互い、横の繋がりです。どうやっているのっていうようなことができれば、もっとスムーズに惑わず進むだろうし、学校教育課も一つ一つそこは対応しなくてもお互いの連携でやってもらうといいんだろうなということではじめたんですが、まだまだちょっとギクシャクしている部分がありますが、この事務連絡会議がいい形で機能していくようにしたいと思っています。

特に栗原市は市費負担教員だとか、そういう方がいるので、やはり他学区で経験積んだとしても、これどうなるだろうなっていうことなどが少なくないはずなので、初任の事務の先生にとってももちろんそういった疑問、普段の、日頃の疑問やその処理についての連携をもっともっと取っていくと、お互いにもっともっといいだろうなっていうことで、今年度からスタートしました。中身を充実させていきたいと思っています。

22日、市の中学校水泳大会が行われ、若柳中学校の立派なプールで泳ぎましたが、参加者が少ないんです。水泳部も築館中学校しかなくて、みんな特設部のような形で大会に向かって練習するのを支えたり、それから市内の市内外とか水泳クラブでの活動してる子供たちを支えたりしながらこの大会は運営されています。県大会へ、東北大会へと選手の派遣にも繋がっていますが、本当に1種目、男女が一緒にスタートするのが現状です。コースの3レーンだけ使えば終わるみたいな、それぐらいです。

ただ、そこでもやっぱり自分の力を出し切ったっていう笑顔とか、それから応援に来た家族の笑顔は大事だなと思いつつ、午前中で終わった競技会でした。以上で報告を終わります。

次にページをお開きください。

2ページ3ページと児童生徒及び職員の状況5月分を載せました。説明をお願いします。

佐藤副参事

児童生徒及び教職員の状況です。1番の不登校者数ですが30日以上した児童生徒ですけれども、小学校は9人、中学校は27人となっております。

2番いじめ認知件数ですけれども、5月に認知されたものは小学校4件、中学校4件となっております。

次に問題行動についてですけれども2か所訂正がございます。

生徒間暴力の5年男子Aですけれども、これは次の欄の器物損壊の

児童になりますので訂正をお願いします。それからもう1点3ページの金銭トラブルの中学校のところにあります2年男子Aですけれども、こちらは間違いです。以上になります。

高橋次長

委員の皆様を追加で報告を差し上げたいと思います。今、副参事から不登校者数ということで説明をさせていただきました。こちらの方で純粹に、今年度、令和6年度4月からの新規の不登校者数ということ进行调查したところ、小学校は1名、中学校が5名、それで6名のうち2名が子供支援センターと繋がっておりまして、それぞれこの実態に応じた指導を受けているということになります。今後も委員会としましては、新規児童を増やさないような形で支援センター等々と連携しながら1人ひとりの実態に応じた指導に努めてまいりたいと思います。以上追加での報告をお願いいたします。

教育長

追加報告を含めて、その新規が1つということは5月の段階なので、大抵5月の段階で新規は増えるんですね。新学期4月は緊張感があるので頑張って学校に来ているんですけども、5月になるとやっぱり頑張りきれずに、5月から増え始めるのが小学校1つというのは改めて今回追跡調査というか、どういう状況なのか数だけじゃなくてどういう状況なのかなって皆さんからも何回も質問をいただいていたので、次長が調べたところそのような事がわかり、この状況を続けていきたいなど。先ほど私が挨拶で申し上げたことは、やはりいじめの案件でその日のうちに連絡くださいって言ったときに、学校がいじめがあったその日のうちにその子供たちから状況を聞いたりしながら、教育委員会に連絡をもらいます。教育委員会としてそれを受けて、明日のことについての確認をしたときに、子供たちの状況としては、何かあの行きたくないな、行きたくないなと、登校渋りの一歩は見えるんです。保護者もその声を聞くと聞いてしまうと、明日は行かせませんって、怒ってなくても、その子供の気持ちを大事にするがあまり明日はちょっと様子見ますとすることが、ついついの休みが続く。続くと行きづらいというふうになっていたんじゃないかという案件が何件かありました。実際そこで学校が明日は行きたくない、それじゃあと声掛けしたところ、本当に休みが1日だけで済んだとか、そういうこともあったので本当に些細なことだろうと、トラブルのまんま次の日を迎えなくてもトラブルっぽいことが起きた時の日ってこんなに子供が行きたくないっていう気持ちにすぐなるんだっていうことがわかり、なお一層そのトラブルとかがあったときの対応、いじめじゃなくてもやっぱりトラブルですね。お互いの喧嘩であっても何であっても、何かあったときの組織の対応とその日のうちの早いうちの私達との共有と家庭の連絡でこれはセットでやることによって、もっといい方向に行くものもあるんじ

- やないかと、今思っているというところです。何かご質問ありますか。
- 蘇武委員 問題行動の生徒の中で、例えば、6年生男子Hという生徒がいるが、Aという生徒はどこにいるのか。
- 佐藤副参事 イニシャルは通しでつけてあるものです。それと抜け出しだけではなく、4月からの累計で作っています。
- 教育長 Hはいるけど、ABCDとかそういう人がいないってことですよね。そうですね。4月はあったけど5月は抜け出してないっていう解釈でいいですか。
- 佐藤副参事 学年関係なく通しでのABCです。
- 蘇武委員 できれば6年生は、6年生のAっていうのがいてもいいし、5年生のAっていうのもいいでもいいんじゃないかなと思う。通しで付けると分かりにくい。
- 例えば、6年生Aの子が教師暴力・抜け出し、あとは金銭とかっていう3つ出てくると、同じ人間が3つやっているんだっていうふうにわかるが、通しで付けてしまうと、関連性が見えてこないと思う。小6年生Aと固定して今回問題がなくて、次また出てくれば、今月は行動が落ち着いていないということがわかるので、そのような集計の方がいいのではないかと。検討を望む。
- 久我委員 中学校でAとBで2人いますが、これは今年になってからかかっていうところ、それがまず1点と、2点目が抜け出し件数が少ないBさんが医療連携なさっていて、多いAさんの方は利用なさっていないという理由とか何かあるのかどうか2点ほどお聞きしたい。
- 佐藤副参事 中学校2名の医療関係とか関係機関等の連携というところですけども、丸を付けているところは、診断を受けています。件数が多いのに医療関係機関に繋がっていないっていうのは、繋がるためには保護者の承諾が必要なわけですので、一時的なことだけでなく、継続的に親御さんと面談を重ねていく中で、医療機関とか関係機関とつながっていくことになります。
- 黒澤委員 具体的な件数とかからまたちょっと逸れたお話になるかもしれない。保護者の目線として医療機関との連携は、自分の子供さんに問題行動があったとしても、医療機関に受診するほどではないっていう自覚がある、そういう中で、先生から医療機関ということと言われるとすごく悩んでしまうという声を聞きます。先生が医療機関に促すときの基準だったり、条件だったり、そういうのがあってお話っていう形になるのか、その辺の基準というのがわからなかった。
- 高橋次長 今のご質問ですけれども、学校として、この状態で医療と繋がりますよというような明確な基準ということはありません。保護者とそこは連絡をしっかりと取り合って保護者の身に寄り添いながら、保護者の

教育部長

困り感というか、そういうときに、こういう相談窓口がありますよ。例えば、子供支援センターに一度相談はいかがでしょうかとか、あと病院の方など、いくつかの窓口をご紹介するというような作業はしております。ですので、こちらとか学校の方からそのような窓口とかすぐに病院の方へというような説明は原則ないと認識しておるところです。

おそらく、言い方だと思うんですね、教諭が保護者と話をするときには例えばあなたの子供はこうやってみんなに迷惑をかけるっているんだから病院に行ってくださいというような言い方と、現状をしっかりと説明をする。例えば、その子供が授業中に暴れる、あるいは、他の子供の邪魔をするというような現状をしっかりとその保護者に伝えた上で、当然これは学校としても何とか解決をしたいと、それは親御さんと同じですよ。そうしたときに今次長が言った、例えばこういうふうな相談窓口がありますよと、あくまで学校が強制的にそういう医者への通院だとか相談窓口への通報だとかができることはないので、あくまで保護者が自発的に動いてもらうことですから、そうやって保護者に選択肢をちゃんとこういうふうなところもあるし、こういうふうなところもあるしっていうのを示した上で、何とかそちらの方にいろいろと話をさせていただくっていうのを進めるというか、そういう形じゃないと、多分親御さんも納得しないと思います。今次長が言うように、基準はないですから。先生の主観でこの子供の面倒見たくないからもうとにかく病院に行ってくれみたいな、そういう乱暴なことっていうのはやっぱりやってはいけないと思います。

只見委員

医療機関と連携して丸が付いていると何となく安心して、書類的には安心して見てしまうようなところも若干あるんですけど、医療機関と連携しなければいけない子供っていうのは病的とかその発達障害とか何かその症状として、病院に行った方がいい状態という認識でいいでしょうか。

教育部長

結論から言うとケースバイケースです。今委員がおっしゃる、明らかに医療的な治療が必要なケースもありますし、ある意味小児科医の先生というのが、カウンセラー的にその子供の話を定期的に聞いたりすることによって、子供が落ち着くというようなレベルのものもありますし、あるいはこれはもう栗原中央病院の宮野医師から聞いた話では、実は子供のそういう行動の原因は、親だというふうにも医師が見抜いて子供を見つつ、実は親に対してのカウンセリングをやっているというようなケースもあるということなので、本当に例えば服薬、薬を飲むとかですね、そういう医療行為に行くところもあれば、そうじゃなくて家庭環境の改善の方法を目指すためにその子供が親と一緒に通院しているというようなものもあり、ケースバイケースです。ここに黒

い丸が付いている子供たちでも、それぞれ事情はやっぱり違うというふうには推察します。

教育長

少し加えると、栗原中央病院の医師の場合も、うちが恩恵を被れている、大抵子供の領域、精神的なものっていうか、その発達障害的なものでお医者さんにかかろうとすると今多分1か月、2か月は待たされるんです。それを栗原はドクターが3歳児健診のときから子供たちと親を見ているので早いんですよ。栗原の子供たちは、いい意味良い環境にあると捉えていいんだと思います。医師のすごいところは今部長の話にもあったように、親子関係でも見るし、すぐ服薬はしないです。すぐ薬っていうのはもう小学校低学年の子供たちの脳ってまだちゃんと作られていない脳に、薬を与え続けるっていうことの怖さがあるんです。そこをちゃんと見極めた上で生活指導とか、そういったところから大事にしてくれている。そういうところだと吉田先生、今年度、子ども支援センターの方に繋がっている子供たちも増えているんですよ。

くりはら子どもの学び支援センター所長

3分の1ちょいくらい。

教育長

支援センターの職員が、このDケアチームって市でドクターをはじめ、子育て支援課の方たちがいろんな情報の共有をする会に、センターからも行って子供たちの状況情報共有をしているので、何かあったときの対応としては、早い。

くりはら子どもの学び支援センター所長

情報は早い。この間会議に行かせていただいたんですけど、その周りの大崎とか登米とかでもやっぱり羨ましい環境にあるっていう話はされます。うちでもやりたと言うんですけど、お医者さんがあそこまで動けない。フットワークが軽いのでいいのかと思います。

蘇武委員

問題行動の集計ですが、月1件のみがある。1件まですべて報告していると思うが、月約120時間の授業時数の中で、例えば10%を超えた生徒をこの委員会資料に記載して報告する事はどうか。全体がわかるようなものや改善がわかるようなものを記載するなど資料を見直してもいいと思う。

教育長

資料については、検討したいと思います。

ありがとうございます。

ほかにありませんか。

それではここで一般事務報告を終わります。

教育長

次に、専決処分報告を行います。報告第2号 専決処分の報告について「令和6年第2回栗原市議会定例会に提案する教育関係議案に対する意見について」内容の説明を求めます。

教育総務課長

資料ナンバー1の4ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第2号専決処分の報告について、令和6年第2回栗原市議会定例会に提案する教育関係議案に対する意見を栗原市長から求められたことについて、栗原市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年栗原市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

1 意見 異議なし

2 専決年月日 令和6年6月3日

令和6年6月26日提出

栗原市教育委員会 教育長です。

本件につきましては、6月7日に開会した市議会定例会に提案する教育関係議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、6月3日付けで、市長より教育委員会の意見を求められましたが、教育委員会にお諮りするいとまが無く、異議もないことから、専決処分したものであります。資料ナンバー2の1ページをお開きください。5月31日付け、市長からの通知の写しです。教育委員会の関係議案につきましては、報告1件、承認1件、議案2件で、意見を提出しております。

2ページをご覧ください。

報告第2号専決処分の報告については、市が損害賠償の責めを負うものについて、専決処分したことから、地方自治法の規定に基づき、議会に報告したものであります。教育委員会に関する案件は3ページの表に記載しております。概要は小学校の児童が、校内の清掃時に清掃用具入れを開けた際、掃除用具が当該児童に向かって倒れ、前歯の永久歯1本を損傷したものであります。損害賠償額、相手方、専決月日は記載のとおりであります。

4ページ、5ページをご覧ください。承認第2号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度栗原市一般会計補正予算（第11号））についてであります。令和5年度一般会計歳入歳出予算が確定したことに伴い、5ページの専決処分書により、一般会計補正予算第11号を専決処分したものであります。本日、配付いたしました参考資料の令和5年度一般会計補正予算（第11号）に関する説明書の3ページから8ページまでは歳入予算に関する補正についてであります。主に、事業費確定に伴う、国、県からの負担金や補助金の減額であります。

歳出につきましては、10ページをご覧ください。ページ下段10款1項教育総務費から最終ページの6項保健体育費までが教育委員会に関連するものであります。歳出につきましても事業完了等により、補正したものであります。次に、令和6年度栗原市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

一般会計補正予算（第1号）に関する説明書で御説明しますので、資料ナンバー2の24ページをお開きください。歳入17款県支出金3項3目教育費委託金は豊かな心を育む研究指定校事業の実施に係る費用であります。歳出の補正予算につきましては、28ページの中ごろに、10款教育費1項2目事務局費の表がございますので、ご覧ください。主なものとして、12節委託料39万7千円の追加につきましては、職員研修業務委託料につきましては、全教員を対象とした「いじめ理解」や「いじめ防止」に関する研修会開催にかかる委託料として30万円の追加、先ほど説明いたしました児童の前歯1本を損傷した件に関する弁護士委託料につきましては、令和6年5月28日に損害賠償請求の示談が成立したことから、その示談交渉を委託した弁護士事務所へ支払う9万7千円を追加するものであります。次に、2項小学校費と3項中学校費の14節工事請負費につきましては、新たな特別支援教室が必要となったことから、空調設備を設置するため、追加するものであります。次に5項社会教育費2目公民館費14節委託料につきましては、一迫公民館整備基本計画で、新一迫公民館として整備する区域を決定したことから、敷地造成設計などに必要な測量設計業務の委託料を追加するものであります。5目社会教育施設管理費17節 備品購入費につきましては、栗原文化会館及び一迫ふれあいホールの音響設備が動作不良のため、機材を更新する費用を追加するものであります。次に6項保健体育費1目保健体育総務費につきましては、休日の学校部活動の地域移行を進めるにあたり、合同部活動の企画運営などの業務を行う、コーディネーターを配置するための人件費、その他必要な経費を追加するものであります。2目体育施設費につきましては、12節委託料132万円の追加につきましては、宮城県が宮城相撲場を用途廃止し、みちのく伝創館相撲場の環境整備に支援する方針を示したことから、下屋等の改修に伴う設計業務委託料などの費用を追加するものであります。以上で議案第32号一般会計補正予算に関する説明を終わります。

次に、ページが戻りますが、18ページをお開きください。

議案第38号栗原市体育施設条例の一部を改正する条例についてありますが、改正文は19ページ、20ページのとおりです。31ページをお開きください。説明につきましては、31ページの新旧対照表で行います。改正の概要につきましては、条例の第2条の表の武道館の区分から「栗原市栗駒武道館」を削除し、同表相撲場の区分に「栗原市相撲場」を追加するものであります。条例から削除した「栗原市栗駒武道館」は、栗駒中学校敷地内にありますことから、中学校の施設として活用いたします。条例に追加した「栗原市相撲場」は、みちのく伝創館に

隣接する相撲場であります。このことに伴い、併せて利用料金を規定するなど、所要の改正を行っております。改正後の条例の施行日は、この条例の公布の日であります。以上で報告第2号専決処分の報告についての説明を終わります。

教育長

ご質問はありませんか。

蘇武委員

28ページの3項中学校費の栗駒中学校の委託料297万円、これは栗駒中学校にある武道館の相撲場か。

教育総務課長

お答えいたします。現在武道館となって使っている体育施設の条例に基づいて使用しておりますが、そちらを中学校の施設とするとその際に、学校の施設となるわけですので、その辺にかかる費用を追加するものでございます。

蘇武委員

診断するだけで290万円ですよ。工事費ではない。

教育総務課長

診断する費用です。

蘇武委員

耐震がダメなら工事するということか。

教育総務課長

そうなります。

蘇武委員

前に鈴木部長から報告のあった前歯を折った生徒の補償の件について、弁護士料9万7千円、プラス85万円、94万7千円支払い、和解したということか。

教育部長

この件については、これまでも途中経過報告をしまりました。先ほど事故の内容は課長が説明したとおりですけども、結論から言うと弁護士同士の過去の判例に基づいたやり取りにおいて決着をしました。当初先方の方は思い出していただくと、ADRという仲介和解斡旋センターという調停の話し合いの部分をとっぱらって、もうこの金額で示談しましょうよっていうようなところからスタートをしたんですけども、その向こうから提示された金額が市の方ではちょっとこれは違うという判断であとは弁護士同士の示談という形に移行しました。その結果過去の判例いわゆるこちらとしては、医療費は18歳以下無料なので、医療費は実費分がかかっていないことから、いわゆるその精神的な苦痛に対する慰謝料っていうものをどこまで見るか、あるいはその当時小学校5年生の女の子ということなので、そのことも踏まえた上であとは弁護士同士でやり取りをしてもらって、この金額で先方も納得したということで、これについては示談条件の中に、これはよくある話ですけども、これで終わりですよともうこれで、両者納得済みでの示談ですよというふうな一筆を入れて、今回示談を交わしたということになります。ちなみにこれについては正式な市役所と相手方との示談になりますので、いわゆる保険が市役所で加入している保険で全てこの金額等については充当されることになります。

教育長

ほかにありませんか。

それではご質問がないようですので専決処分報告を終わります。

次に6議事に入ります日程1議案第23号栗原市社会教育委員の人事について議案の内容の説明を求めます。

社会教育課長

定例会資料1の5ページをご覧ください。議案第23号栗原市社会教育委員の人事についてであります。栗原市社会教育委員設置条例(平成17年栗原市条例第108号)第3条の規定により、下記とおり委嘱する。

1 退任、退任日は、令和6年6月12日となり、表記載のとおり1名が退任となります。

2 就任、任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとなり、表記載のとおり1名が就任となります。

令和6年6月26日提出栗原市教育委員会教育長名となります。

社会教育委員の人事につきましては、構成しております栗原市PTA連合会より、令和6年6月13日付けで、人事異動に伴う栗原市社会教育委員推薦書が提出されたことから、規定に基づき委嘱するものです。なお、同条例第5条の規定により、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となるため、令和7年3月31日までとなります。

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

説明が終わりました。ご質問ございませんか。大丈夫ですか。

はい、ではご質問がないようですので、原案の通り可決してよろしいですか。

(はいの声あり。)

それでは、ご異議なしと認め、日程1議案第23号は原案の通り可決いたします。

次に、7その他に移り、事務局から報告を行います。

資料ナンバー2の7その他、(2)令和6年度学校評議委員委嘱者一覧について。

学校教育課長

定例会資料2の33、34ページをお開きください。令和6年度栗原市立学校評議員の委嘱者一覧であります。小学校の評議員は42人で、内訳は再委嘱者が32人、新たな委嘱者が10人となっております。

次に、中学校であります。評議員は24人で、内訳は再委嘱者が19人、新たな委嘱者が5人となっております。

最後に幼稚園であります。評議員は29人で、内訳は再委嘱者が22人、新たな委嘱者が7人となっております。以上で資料の説明を終わります。

教育長

説明が終わりました。ご質問はありませんか。

(なしの声あり。)

社会教育課長

それでは、次に(3)山崎武司杯の開催について。

社会教育課より連絡事項等を行います。定例会資料2の35ページをご覧ください。第11回山崎武司杯東北中学校野球選抜交流大会の開催について、お知らせします。

7月30日(火)から31日(水)の両日において、山崎武司球場(栗駒野球場)で開催いたします。参加チームは、県内・県外の選抜チーム6チームで、1日目は、リンク戦による予選とし、2日目は、決勝トーナメント戦及び交流戦を行います。

続いて、本日お配りしました第32回くりこま高原高等学校陸上競技選手権大会の資料をご覧ください。

7月13日(土)・14日(日)の両日において、築館陸上競技場で開催いたします。資料に記載のありますとおり、男女ともに20種類の競技種目に県内高等学校54校、906人からエントリーいただいております。

なお、資料はございませんが、くりはら親善大使派遣事業の応募状況につきましては、今日現在で募集定員20名のところ、18名の応募をいただいております。募集期間は今週末6月28日金曜日までとなっております。社会教育課からの連絡は、以上となります。

教育長

説明が終わりました。ご質問はありますか。

(なしの声あり。)

次に、栗原市一迫埋蔵文化財センター企画展「令和6年度くりはら遺跡発掘」令和5年度実施の発掘調査展について。

文化財保護課長

定例会資料2、36ページをお開きください。栗原市一迫埋蔵文化財センター企画展「令和6年度くりはら遺跡発掘」令和5年度実施の発掘調査展を令和6年7月19日金曜日から8月25日、日曜日まで午前9時30分から午後4時30分まで一迫埋蔵文化財センター1階ワークホールで開催いたします。今回の展示は、令和5年度に実施した縄文時代及び古代の高田山遺跡など6遺跡の発掘調査の成果を写真パネルや出土遺物などの資料を紹介するものです。身近な場所にも、太古の人々が生活した痕跡を知る機会となりますので、是非、ご鑑賞下さりますようお願いいたします。観覧料は、大人210円となります。なお、本日、チラシを配布しておりますが、このようなパネルや遺物を展示いたします。以上で、説明を終わります。

教育長

説明が終わりました。ご質問はありますか。

(なしの声あり。)

次に、「(5)令和6年度栗原市教育委員会関係行事について。

教育総務課長

資料ナンバー2の37ページをご覧ください。7月分の栗原市教育委員会関係行事について、お知らせいたします。9日、午後3時からド

リームパルにおいて、「いじめ理解」全体研修会が開催されます。10日、令和6年度少年の主張栗原大会が栗原文化会館において開催されます。11日に中学校駅伝大会、13日と14日の2日間できりこま高原高校陸上競技選手権大会が開催されます。14日くりはら神楽まつりが栗原文化会館において開催されます。30日、31日の両日午前8時30分から栗駒にある山崎武司球場において、山崎武司杯東北中学校野球大会が行われます。以上です。

教育長

説明が終わりました。ご質問はありませんか。

(なしの声あり。)

無いようですので、7その他を終わります。

10 次回教育委員会の開催日程

教育長

次回教育委員会定例会の開催日程についてお諮りします。

令和6年7月24日(水)午後3時から開会したいと思います、いかがですか。

(異議なしの声あり)

それでは、次回定例会は、7月24日(水)午後3時からの開催とさせていただきます。

11 閉会

教育長

以上をもちまして、令和6年第8回栗原市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後4時4分

12 本委員会の議決の次第は、次のとおりである。

日程1 議案第23号 栗原市社会教育委員の人事について

この会議録は、書記が作成したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和6年7月 日

会議録署名委員 _____

〃 _____